

小規模事業者持続化補助金新型コロナウイルスの影響を受けた事業者の証明書  
発行に関する県及び市町村とのQ & A

問1. セーフティネット保証4号の認定書に加えて、参考様式を元にした売上減少の証明書も発行しなければならないのか。

(答) いずれかの書類の発行で足够了。

問2. セーフティネット保証4号の認定書は写しでも良いか。それとも、認定書を発行した証明が別途必要なのか。

(答) 写し可としています。

問3. 新型コロナウイルス感染症にかかるセーフティネット保証4号の認定書について、有効期間を認定日から30日と定めているのだが、期間を過ぎてからの申請になる事業者に対しては、再認定の手続きをする必要があるか。

(答) 今回の御連絡は、あくまで第1回締切に関するお願いとなります。第1回締切は3月31日であるため、期限を過ぎた申請という事態にはならないと想定しております。

問4. セーフティネット保証5号の認定書でも良いか

(答) 10%以上の売上減少が生じている事業者が加点対象となりますので、セーフティネット保証5号では要件を満たさないため加点対象外となります。

問5. 売上減少の証明は、証明書じゃないと対象にならないのか。認定書や確認書等の名称で発行しても加点対象となるか。

(答) 認定書や確認書等の名称による発行でも可。

問6. 1円でも売上が減少していれば証明して良いのか

(答) 10%以上の売上減少が生じている事業者が加点対象となりますので、10%未満の売上減の証明書は加点対象外となります。

問7. 何の数値、資料を根拠に証明すれば良いのか。添付してもらう資料に何を指定すれば良いのか。口頭確認でも良いのか。

(答) 口頭確認で証明していただいても大丈夫です。金額についても、決算書等を添付・確認することは必須ではなく、各自治体の運用にお任せしたいと思います。

問8. 公印は、市区町村長印でなければならないのか。

(答) 市区町村長印が望ましいですが、運用上困難な場合には、市区町村が証明していると分かる印でも良いものとします。

問9. 本社と事業所の所在市区町村が違う場合は、どこが証明書を発行するのか。

(答) 持続化補助金の申請にあたっては、本社所在地ではなく実施事業の主体である事業所の所在地の商工会議所または商工会に相談することになるため、証明書も同様の考え方となります。

問10. 2月1箇月間とあるが、3月1箇月間は対象外か。

(答) 今回の御連絡は、あくまで第1回締切に関するお願いとなります。第1回締切は3月31日であるため、2月1箇月間が対象となります。

新型コロナウイルスの影響は、今後の見通しがたっていないことから、第2回締切以降の対応については、状況を見て、後日ご連絡致します。

問11. 創業1年未満の事業者においては、直近の3箇月(2019年11月から2020年1月)の売上高の平均を前年2月の売上高に変えて比較とあるが、直近3箇月の平均も出せない程、創業間もない事業者にはどのように対応すれば良いか。

(答) 今回の加点については、対象外となります。